



このマークは、神奈川県後期高齢者医療広域連合のロゴマークです。

広報かながわ 広域連合

編集・発行

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局
〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1
ヨコハマポートサイドビル9階

☎045(440)6700 ファクス 045(441)1500
http://www.union.kanagawa.lg.jp/

広域連合長あいさつ

阿部 孝夫



皆さん、こんにちは。この度、新しく神奈川県後期高齢者医療広域連合長に就任いたしました阿部孝夫でございます。

日頃から、後期高齢者医療制度に御理解、御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

また、この度、東日本大震災によって被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、近年の急速な少子高齢化の進展に伴い、高齢者を中心として医療費が増大する傾向にあります。このような状況の中、国民皆保険を維持し、将来にわたり安定した持続可能な医療保険制度を維持していくため、平成20年4月から、75歳以上の高齢者等の皆様を対象とした後期高齢者医療制度が始まり、今年で制度開始から4年目を迎えました。

一方、国におきましては、現行制度を廃止し、新たな高齢者医療制度へ移行するとして、厚生労働大臣が主宰する高齢者医療制度改革会議の中で議論を重ね、昨年末には「最終とりまとめ」を示しましたが、法案提出には至っていない状況でございます。

本広域連合といたしましては、こうした国の動向を注視しながら、高齢者の皆様が安心して十分な医療サービスの提供を受けられるよう、引き続き制度の円滑な運営に最善の努力をしております。

なにとぞ、よろしくお願い申し上げます。

健康診査を受診しましょう

後期高齢者医療制度にご加入の方を対象に、お住まいの市町村が健康診査を実施しています。年に1回、是非、受診してください。

◇健康診査の目的は何ですか。

➔ 糖尿病などの生活習慣病を早期に発見することが目的です。

◇受診の方法や、受診できる場所を教えてください。

➔ 市町村により異なりますので、詳しくは、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください。



広域連合の議会から

- ◆名称 平成23年第1回定例会
- ◆開催日 平成23年3月24日(木)
- ◆主な議案 平成23年度予算(一般会計・特別会計)
- ◆その他の議案

- 平成22年度補正予算(一般会計・特別会計)
- 広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙
- 広域連合監査委員の選任 ほか

▶詳細は、神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局までお問い合わせください。



議会審議の様子

こんな質疑が交わされました

問1

安定した保険財政のためには、国費の拡充が不可欠だが、国費を増やさないことについてどう受け止めているのか伺います。

答1

従来から、新たな制度の実施にあたっては、被保険者や自治体の負担を増やすことなく、国費を確保するよう要望してきたところです。引き続き、国に対して拡充を求めてまいります。

問2

新制度移行が実質1年遅れることから、現行保険制度での次期保険料をいくらと想定し、どう抑制しようとしているのか伺います。

答2

現行制度の廃止が決定しない場合、平成25年度までの2カ年の財政運営期間に耐えられる保険料率を設定する必要があります。市町村と連携して医療費の適正化を図るとともに、県の財政安定化基金を活用するなど、保険料の増加抑制に取り組んでまいります。

問3

制度導入以来、短期被保険者証を1件も発行していませんが、新年度においても同様に発行すべきではないと思いますが、見解を伺います。

答3

短期被保険者証は、保険料の収納対策の一つの手段と認識しているので、市町村と連携を図り、具体的なケースごとに必要な対応をしております。

問4

新しい高齢者医療制度は、事実上1年先伸ばしとなっています。広域連合への国の通知は、どうなっているのか伺います。

答4

国は、現在開会中の通常国会に制度改正の法案を提出する方針であると聞いていますが、今のところ法案に関する具体的な通知はありません。引き続き国の動向を注視してまいります。

次の議会は平成23年8月の予定です。

よくある質問コーナー

質問

国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移ったら、保険料が大幅に上がりました。なぜですか教えてください。

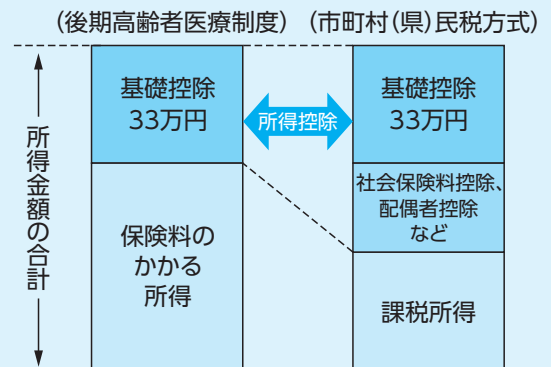
答え

県内の一部の市町村では、国民健康保険料の算定にあたって市町村(県)民税額をもとに決めているところがあります。市町村(県)民税では保険料の算出のもととなる所得について、医療費控除や配偶者控除、社会保険料控除、障害者控除など、さまざまな控除が適用されます。

一方、後期高齢者医療制度の保険料の算定においては、国民健康保険の計算方式(市町村(県)民税方式)から切り替わり、保険料のかかる所得を計算するときの所得控除額が、基礎控除の33万円のみとなります。その結果、控除額が市町村(県)民税をもとに算定した国民健康保険と比べて少なくなるため、保険料のかかる所得が高くなり、これまで所得割額がかからなかった方に所得割額がかかったり、所得割額が増える場合があります。

このように、国民健康保険と後期高齢者医療制度の保険料の算定方法が異なる市町村においては、一部の方が国民健康保険料に比較して高くなる場合があります。

所得のとりえ方の違い



質問

後期高齢者医療制度の保険料は、どのように決まるのか教えてください。

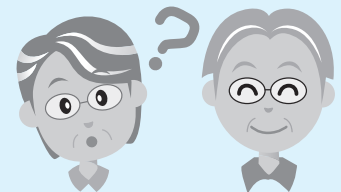
答え

保険料は、被保険者個人単位で算定します。被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。

これらのもととなる保険料率は、制度の安定した財政運営を図るため、2年単位で費用と収入を見込んで算定します。医療の給付に係る費用のうち約1割を被保険者が負担する保険料で賄います。残りの9割は公費(国・県・市町村負担金)と現役世代の支援金(0歳~74歳までの方の保険料)で賄います。

医療費の財源内訳

公費(国・県・市町村) 約5割	現役世代の支援金 約4割	保険料 約1割
--------------------	-----------------	------------



保険料率は2年ごとに見直すこととされており、平成20年度の制度施行後2年を経過したので、平成22・23年度の保険料率として改定しました。

平成23年度の保険料率は、均等割額39,260円、所得割率7.42%で、平成22年度と変更がありません。

保険料 (年額) 限度額50万円	=	均等割額 39,260円	+	所得割額 (総所得金額等-33万円)×所得割率7.42%
-------------------------------	---	------------------------	---	--

平成23年度予算(1) 特別会計

後期高齢者医療制度を実施していくための平成23年度予算(特
広域連合の特別会計予算総額は6,379億円です。これは横浜市

歳入

差引 (百万円)	22年度 (百万円)	23年度 (百万円)	内 容	項 目	
3,140	65,859	68,999	皆様からの保険料	保険料負担金	保険料 690億円 10.8%
4,138	50,872	55,010	国や県、市町村からの 公費負担	市町村負担金	公費 2,775億円 43.5%
12,681	160,417	173,098		国庫負担金	
4,449	44,932	49,381		県支出金	
21,215	263,437	284,652	現役世代(0～74歳)の負担	支払基金交付金	現役世代 からの支援 2,846億円 44.6%
△386	6,769	6,383	基金からの繰り入れ	繰入金	その他 68億円
△21,798	21,798	0	前年度からの繰越	繰越金 ※1	
303	130	433	返納金など	その他	
23,742	614,214	637,956	合 計		

特別会計の収入は、皆様から納めていただいた保険料が約10%、その他は国や県、市町村の負担金や現役世代による支援金などで賄われています。

※1、※3 22年度は療養給付費等がほぼ見込みどおりに推移したため、繰り越される財源はほとんど生じない見込みです。
また、国などからの公費負担金などの精算による返還も生じない見込みです。

平成23年度予算(2) 一般会計

制度運営に係る事務的経費のみを扱います。また、その財源は、構成市町村からの負担金によるものです。

	主な項目	23年度 (千円)	22年度 (千円)	差引 (千円)	説 明
(歳入)	分担金及び負担金	1,851,507	1,969,026	△117,519	県内市町村からの負担金
	その他	169,805	202	169,603	国庫補助金、繰入金、前年度繰越金、預金利子、雑収入等
	合 計	2,021,312	1,969,228	52,084	
(歳出)	広域連合運営管理費	78,898	87,105	△ 8,207	事務局の運営管理費
	広域連合事業費負担金	413,075	422,745	△ 9,670	派遣職員人件費、福利厚生費等に相当する負担金 職員を48名から47名に削減したことによる減
	高齢者医療関係費等	793,002	623,488	169,514	被保険者証の作成・発送等制度実施に係る経費、高額療 養費等の給付に関する業務、広報等国庫補助金による事 業を当初予算に計上
	電算システム関係費	724,448	824,050	△ 99,602	電算システムに係る経費
	その他	11,889	11,840	49	議会費、予備費等
	合 計	2,021,312	1,969,228	52,084	

平成23年度の予算総額は、国庫補助金による事業を当初予算に計上したことなどにより2.6%増となっています。

別会計)として、必要な歳入・歳出を見込んで、下図のような編成をしました。
 、神奈川県、川崎市の予算規模に次ぐ県内4番目の大きさの金額です。

歳 出

項目	内 容	23年度 (百万円)	22年度 (百万円)	差引 (百万円)
療養給付費等	皆様が受診した病院などに支払う医療費や高額療養費など	628,025	581,218	46,807
審査支払手数料	診療内容の審査にかかる手数料	1,915	2,118	△ 203
葬祭費	葬祭を行った喪主に5万円の給付	2,236	1,959	277
保健事業費	健康診査などに係る費用	1,895	1,772	123
基金積立金※2	医療費等の変動に備えるための積み立て	2,932	10,900	△ 7,968
その他 ※3	保険料の還付など	953	16,247	△ 15,294
合 計		637,956	614,214	23,742

☆保険給付費は22年度より増額しています。
 歳出予算の99%は、被保険者の皆様が受診した病院への支払いや高額療養費などの支払いに充てられます。
 保険料を決めるときに推計した保険給付費が、22年度分はほぼ見込みどおりでしたので、23年度もその推計に基づき算定をしました。
 被保険者が年間約3万人ほど増えることなどにより、保険給付費も増えるの見込んでいます。

保険給付費
6,321億円

99.1%

その他
58億円

6,379億円

※わかりやすく表現するため、正式な科目名とは異なります。

※2 保険料は、2年ごとに財政状況を見て改定することになっています。

1年目よりも2年目の方が被保険者数も保険給付費も増えるので、財政運営期間の1年目に納めていただいた保険料などを支払準備基金に積み立てています。

今年度は財政運営期間の2年目にあたるため、基金積立金が前年度と比べ、減額となっています。

一般会計 Q & A

Q1

一般会計は、「制度運営に係る事務的経費のみを扱います。」とありますが、具体的にはどのようなことでしょうか。

A1

皆様の被保険者証の作成を始め、各種申請書、通知書、お知らせ、広報紙等の広域連合からの発行物の印刷、発送までの経費。制度を遂行するためのシステム関係費。各市町村との連携に係る経費など保険給付に係る経費以外の全ての経費となります。

また一般会計では、皆様からの保険料を使用することは出来ません。このため、広域連合の運営経費を神奈川県内全33の市町村(構成市町村)で負担しています。

Q2

「派遣職員人件費」とは、何ですか。

A2

広域連合で働いている職員は、構成市町村の職員が派遣されてきています。この派遣職員の給与は派遣元の市町村で立替払いしています。このため、派遣元で年間に立て替えた額を返済するため「派遣職員人件費」として計上しています。

Q3

「国庫補助金による事業」とは、何ですか。

A3

市町村が行う長寿・健康増進事業に対する補助金の交付などです。

“医療”と“介護”のご負担が高額となった世帯の方へ ～高額介護合算療養費制度のお知らせ～

医療保険と介護保険の自己負担額が高額になった場合に、
基準額を超えた分の払い戻しを受けられます。

① 対象となる自己負担額

同じ世帯で、同じ医療保険に加入している方全員が負担した医療保険と介護保険の自己負担額【※1】で、基準日(7月31日)からさかのぼって過去1年分の合計額

【※1】「自己負担額」に含まれないもの

- (1) 医療 [高額療養費対象外のもの]
 - 保険外の診療、入院時の食費、居住費
 - 差額ベッド代 など
- (2) 介護 [高額介護(予防)サービス費対象外のもの]
 - 保険外の介護(予防)サービス
 - 入所時等の食費、居住費(滞在費)
 - 特定福祉用具購入費、特定介護予防福祉用具購入費
 - 住宅改修費(介護予防住宅改修費) など
- (3) 高額療養費・高額介護(予防)サービス費として、既に払い戻しを受けた分は自己負担額から差し引かれます。

② 払い戻し額

左記①の合計額－基準額(介護合算算定基準額)

基準額(介護合算算定基準額)

所得区分	自己負担割合	介護合算算定基準額 【計算期間】 毎年8月～翌年7月
現役並み所得者	3割	67万円
一般	1割	56万円
区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)		31万円
区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)		19万円

③ 払い戻し手続き(申請手続き)

払い戻しに該当する方については、広域連合から申請のご案内と申請書をお送りしますので、お住まいの市区町村窓口にて申請してください。

ただし、下記に該当する方【※2】については、広域連合で自己負担額を把握できず、ご案内をお送りすることができない場合がありますので、変更前の保険から自己負担額証明書を入手のうえ申請をしていただく必要があります。

【※2】広域連合からのご案内をお送りできない方

- (1) 基準日から過去1年の間に、医療保険・介護保険の変更があった方
 - 市町村を越えて転居した方
 - 75歳になり後期高齢者医療制度に加入した方
- (2) 住所地特例の認定を受けている方

高額介護合算療養費の申請はお済みですか？

【質問】

申請は、いつまでにすればいいのですか？

【回答】

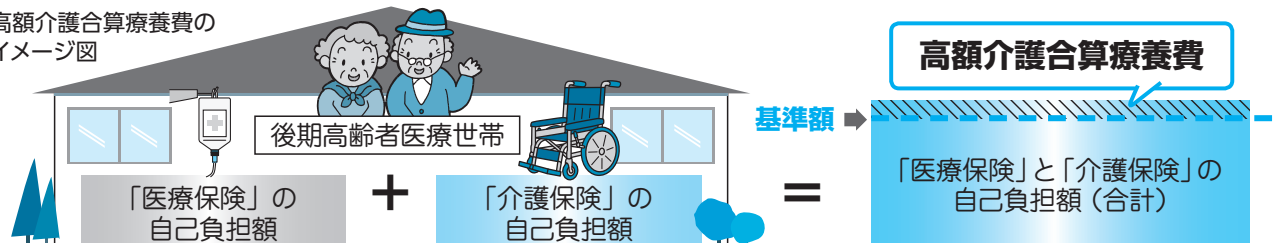
基準日の翌日(8月1日)から2年が提出期限です。平成20年度分については、平成23年7月を過ぎると時効となり、申請できなくなります。

ただし、申請のご案内がお手元に届いた方については、ご案内が届いた日の翌日から2年を過ぎると時効となります。

【申請に必要なもの】

- (1) 後期高齢者医療被保険者証
- (2) 介護保険被保険者証
- (3) 認め印(朱肉使用の印)
- (4) 預金通帳(振込先口座に指定するもの)
- (5) 自己負担額証明書(【※2】に該当する方)

● 高額介護合算療養費のイメージ図



皆さんが実践している「元気の秘けつ」を紹介します

平成23年1月に実施したモニターアンケート調査で回答をいただいた36名のモニターの方々の意見の多い順に掲載しています。

1位 「散歩、歩くこと、外出」

- 朝夕に自分のウォーキングも兼ねて犬の散歩をしています。
- 買い物の往路をバスを利用せず30分くらい歩いています。
- できるだけ乗り物を利用しないようにしています。
- 週3回以上、30分以上のウォーキングをしています。



2位 「体操、運動」

- 健康増進センターに週3~4回通っています。
- 都合のつく限り、週4回のフィットネスクラブで汗を流しています。
- 毎朝10分位体操を行っています。



3位 「食事に気をつける」

- 毎日三食を欠かさずとるようにし、野菜を多く、塩気は少なくしています。
- 牛乳類を毎日とり、野菜、海藻類を多めにとるよう心がけています。
- 規則正しい食事。特に朝食は大事だと思います。



4位 「睡眠をよくとる」

- 起床はできる限り5時前とし、夜は10時前に就寝するよう心がけています。
- 早寝早起きを心がけています。
- 睡眠時間は7~8時間を目途とし、寝すぎないようにしています。

5位 「友人・知人との会合」「地域の活動に参加する」

- 月1回、同世代の友人との食事会を行っています。
- 趣味や人との交流、地域の行事に参加するなど、楽しみを多く持つようにしています。
- 住民団体の責任者を引き受けています。

モニターを募集しています。

◆ 登録モニター募集中!! ◆

平成23年度の登録モニターを募集しています。
ご興味のある方は、下記連絡先までお気軽にお電話ください。
連絡先…神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局
総務課 モニター担当

☎045-440-6701 ファクス045-441-1500

●登録モニター制度とは

広域連合では、事前にご登録いただいたモニターの方々に、アンケート調査や懇談会を通じて、ご意見や提案等をいただき、後期高齢者医療制度の運営の改善等に活用しています。

教えて 元気の秘けつ

茅ヶ崎市在住

村井 康人さん (79歳)



健康のために心がけていることは、食生活と運動です。東北育ちのせいか、結婚前は塩分摂取の多い食事が習慣となっていました。妻のおかげで大分減塩食に改善されました。おひたしにはポン酢やドレッシングを使い、魚主体、海藻・野菜を多くが目下の主流です。ただし、孫が遊びにきたときにはステーキも登場しますが。

自宅近くの畑を借りて野菜づくりをしています。周囲の方々から野菜づくりのこつを教えてもらうなど、人との交流の機会を楽しみつつ、じゃがいもや大根など無農薬の野菜

を食卓に並べています。楽しみと実益を兼ねられるところが魅力ですね。

数年前に歩道の段差で足をすべらせ転倒し、入院したことがありました。その事がきっかけで茅ヶ崎市が主催する「転倒予防教室」を知り、参加してみるとこれが面白く、今は月に10か所の会場に顔を出しています。ちがさき体操や講師が工夫した楽しい運動をしながら、ここでも他の参加者の方々との交流を楽しませてもらっています。なかには90歳を超えている大先輩もいらして、見習うことが多いです。自宅から会場まで遠い場所では歩くと70分もかかりますが、必ず徒歩で行くことに決めています。

今後も体操やウォーキング、野菜づくりなど、楽しみながら自分の体を動かしていこうと思っています。

熱中症に気をつけましょう

長寿豆知識 その5

熱中症は、温度の高い環境にて、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が低下するなどして発症し、死に至る可能性のある病状です。

熱中症は、気温が高く、湿度が高い時、風が弱い時、急に暑くなった時に起こりやすいと言われています。とりわけ、高齢者では、日常生活での発症が多いと考えられています。

症状としては、喉の渇きや食欲不振、ひどくなると体温上昇や頭痛・けいれんなどを起こします。高齢者では、暑さを自覚しにくく、体に熱がたまりやすくなっているため、特に注意が必要です。

まずは、こまめな水分補給、特に入浴前後や就寝前には喉が渇いていなくても水分補給をしましょう。部屋の温度をこまめに測ることも重要です。すだれをつけたり、窓を開けるなどして室内の温度上昇を防ぐ工夫も効果的です。

また、無理のない範囲で日常的な運動習慣を身につけることで、暑さに対する抵抗力をつけることができると言われています。

予防が第一ですが、万一具合が悪くなった時には、医療機関を受診しましょう。

これからの季節、こまめな水分補給と規則正しい生活で熱中症を予防しましょう。

神奈川県後期高齢者医療広域連合産業医 水野 哲宏



広告募集中!

神奈川県後期高齢者医療広域連合では広報紙・ホームページ上での広告を募集しています。掲載に関する規程など詳細は当ホームページ(<http://www.union.kanagawa.lg.jp/>)「バナー広告募集中」を参照してください。